

いすみ会議所だより

発行所／和泉商工会議所
〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10
TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
ホームページ: http://www.izumicci.jp
Eメール: info@izumicci.jp

平成26年度 経済産業省・中小企業庁関連の補正予算案が決定

政府は、平成27年1月9日の閣議において、「平成26年度補正予算案」を決定しました。

このうち、中小企業・小規模事業者対策のポイントは以下のとおりですので、お知らせします。



～地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策～ 中小企業・小規模事業者対策のポイント

(4頁に関連記事を掲載)

小規模事業者を応援します

予算額 252億円

◆ 小規模事業者の持続化支援

①小規模事業者が商工会・商工会議所と一緒に取り組む販路開拓の費用(チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など)の2/3を補助します(持続化補助金)。また、①複数の事業者が連携した取組や②雇用対策・買い物弱者対策への取組を行う事業者に対しては重点的に支援(補助上限のアップ)します。
補助上限額: 50万円(①500万円、②100万円)

②既存の商圈を超えた広域に販路を拡大しようとする小規模事業者を対象に、物産展や商談会の開催、国内外のアンテナショップやインターネットによる販売支援などを行います。

お問い合わせ先 中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036

ものづくり・商業・サービス革新を支援します

予算額 1,020億円

◆ ものづくり・商業・サービス革新補助金

新しい商品・サービスの開発や業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が取り組む事業革新の費用の2/3を補助します。今回は、共同体で行う設備投資なども支援対象に追加します。

補助対象: ①新しいサービス、新商品・試作品の開発

②複数者が共同で取り組む設備投資等

※②については、創業間もない企業や小規模事業者は申請書類が簡素化されます。

補助上限額: ①1,000万円 ②共同体で5,000万円(500万円/社)
※設備投資をせずにサービス開発することもできます(上限700万円)

お問い合わせ先 中小企業庁技術・経営革新課 03-3501-1816

事業承継の円滑化に取り組みます

予算額 24億円

◆ 中小企業新陳代謝円滑化普及等事業

平成27年1月の相続税引上げ、事業承継税制拡充の施行、小規模企業共済制度の見直しなどにあわせて、事業承継・廃業などに関する施策・制度の講習会・説明会の開催や、個別相談員の派遣などを行います。

※このほか、商店街の活性化のために、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」により、地方公共団体が、「プレミアム付商品券」発行や創業支援等を実施できます。

お問い合わせ先 中小企業庁財務課 03-3501-5803
中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036

地域資源の活用を応援します

予算額 40億円

◆ ふるさと名物応援事業

①中小企業・小規模事業者が、地域資源活用や事業者連携により行う商品・サービスの開発等にかかる費用の2/3を補助します。
補助上限額: 500万円、1,000万円

②小売事業者等が、製造事業者と連携して「ふるさと名物」などの販路開拓に取り組む際にかかる費用を補助※します。
補助上限額: 1,000万円

※大企業への補助率は1/2、中小企業等への補助率は2/3

③複数の中小企業・小規模事業者が、「ふるさと名物」などを地域ブランド化するための取組を行う場合、その費用の2/3を補助します。
補助上限額: 2,000万円

④地域資源を海外展開させるため、国内外の専門家などを活用して行う、ものづくり、食、観光等の地域資源の発掘や、海外向け商品の開発等の取組を支援します。

※ふるさと名物については、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」による「ふるさと名物商品券」を活用して、消費を喚起します。

お問い合わせ先 中小企業庁創業・新事業促進課 03-3501-1767

人材の確保・育成を支援します

予算額 60億円

◆ 中小企業・小規模事業者人材対策事業

①地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から、地域の中 小企業・小規模事業者が即戦力として必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫支援します。

②「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、地域の複数の中小企業・小規模事業者による出向や共同研修等を通じて、地域の企業における人材育成を支援します。

③ものづくり中小企業・小規模事業者の現場で働く人材を育成するための研修費用の2/3を補助します。

お問い合わせ先 ①中小企業庁経営支援課 03-3501-1763
②経済産業政策局産業人材政策室 03-3501-2259
③製造産業局参事官室 03-3501-1689

中小企業庁では、補助金申請書類作成負担軽減のため、原則3枚以内にします！

賃上げや人材育成等に積極的な企業を優先的に採択します！

平成27年新年互礼会

年頭の挨拶をする
岸脇会頭中締めの挨拶をする
大宅副会頭

～華やかに新春を祝う～



新年互礼会 風景

和泉商工会議所会員親睦 「伊勢神宮初詣」を開催

和泉商工会議所会員親睦委員会（原 和幸委員長）では、1月17日（土）に新春恒例行事である伊勢神宮初詣を開催した。

当日は総勢68名の方々にご参加いただき、商工会議所を午前7時15分に出発し、初めに食物・穀物を司る豊受大御神をお祀りする外宮の正宮を参拝。その後皇室の御祖神であり、日本の総氏神であります天照大御神をお祀りする内宮へ移動し、入口となる五十鈴川にかかる宇治橋を渡り、正宮の社殿の中心にあります正殿にて特別参拝を行い、又、御神楽殿にて商工会議所の今後の発展と参加者一同の商売繁盛・無病息災を祈願してご祈祷を受けた。

参拝後は、懇親会会場の「金谷本店」に移動し、名物のすき焼きをご賞味されながら、参加者全員が懇親を深め合い、無事帰阪した。

会員親睦委員会
小柳副委員長会員親睦委員会
原委員長会員親睦委員会
阪口担当副会頭

女性会だより

平成27年度新年会を1月21日（水）
(スターゲイトホテル関空アポート)にて
開催しました。
女性会は本年も幅広い活動を行いますので、
どうぞご期待ください！



和泉YEG 新年会 開催

平成 27 年 1 月 6 日 (火) に、本家さぬきや 和泉福瀬店にて、和泉 YEG 新年会が開催されました。

橋本 和也 和泉 YEG 会長からは、「気」という言葉を掲げて頂き、来年度は和泉 YEG が大阪府青連の主管を迎える年度であることから、今年度の残りを「気」をしっかりと持ってやりきり、来年度に向けてより勢いをつけていきましょうと述べられました。



府青連研修事業開催

平成 27 年 1 月 17 日 (土) に平成 26 年度大阪府商工会議所青年部連合会研修事業「大阪府青連 YEG メンバーと大学生等の交流事業なにわ企業 × 学生交流会」が守口門真商工会議所にて行われました。この事業は学生とのグループディスカッションを通じて自身の事業を再認識し、自社の強み等を発表する機会とし、学生には中小企業の社会的意義ややりがいを知っていただく機会とする事業でした。

大阪府青連 YEG メンバーと学生が活発に意見交換を交わし、双方にとってとても有意義な時間となりました。



府青連 田村会長

青年部旗争奪戦大会 開会式・抽選会 開催

平成 27 年 1 月 17 日 (土) に和泉市コミュニティセンターにて、第 21 回和泉商工会議所青年部旗争奪戦大会の開会式及び抽選会が開催されました。

本大会は、和泉こども親善スポーツ会主催のもと、ソフトボールの部とキックベースボールの部が設けられており、我々和泉 YEG では長年にわたり本大会を後援しています。

橋本会長より、全力で取り組み、一人一人がスポーツを通して、仲間との信頼関係や精神力を身につけることができる大会にしてほしい。また、両親や大会の運営に携わっている皆様に対して、感謝の気持ちを持ってプレーをしてほしいと述べられ、本大会が安全にかつ盛大に開催されるよう激励されました。



和泉商工会議所では「エコキャップ活動」に取組んでいます

和泉商工会議所ではペットボトルのキャップを分別回収する「エコキャップ活動」を実施しています。

回収されたペットボトルキャップは協賛する「NPO 法人 エコキャップ推進協会」に送付後、資源化事業者に売却されます。その利益が「NPO 法人 世界の子供にワクチンを 日本委員会」に寄付されワクチンが世界の発展途上国の子供たちに送られる仕組みになっています。

今後も活動の意義や認識を職員で共有し、活動を通じて社会貢献を積極的に行っていきます。

★当会議所に回収ボックスを設置しております。

ご来所の折りには、お持ち込みご協力の程よろしくお願い申し上げます。



エコキャップ推進協会
ロゴマーク

平成26年度補正予算案（中小企業・小規模事業者対策のポイント）

省エネ設備導入を支援します

予算額 930億円

◆ 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

- ①最新モデルの省エネ機器・設備を対象に、費用の1/2を補助します。その際、導入前後のエネルギー使用量の提出を省くなど申請手続きを簡素化します。
- ②このほか、工場・オフィス・店舗等の省エネに資する設備の更新・改修についても費用の1/2を補助します。
(エネルギー管理支援サービスを活用した場合は2/3)

お問い合わせ先 資源エネルギー庁省エネルギー対策課 03-3501-9726

創業を目指す方を応援します

予算額 50億円

◆ 創業・第二創業促進補助金

- ①創業費用の2/3を補助します。補助上限額：200万円
- ②事業承継を契機として既存事業を廃業し、業態変換する際(第二創業)にかかる費用(廃業コストを含む)の2/3を補助します。補助上限額：1,000万円
- ③産業競争力強化法に基づき、市区町村と連携する創業支援事業者*による、経営相談や交流会などの取組を支援します。補助上限額：1,000万円、補助率：2/3
※商工会議所・商工会や地域金融機関(地銀・信金等)、一般社団・財団法人、NPO法人など

お問い合わせ先 ①③中小企業庁創業・新事業促進課 03-3501-1767
②中小企業庁財務課 03-3501-5803

資金繰りや事業再生を支援します

◆ 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援

- ①日本政策金融公庫や商工中金が、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受ける中、資金繰りに困難を来たす中小企業・小規模事業者や省エネ投資を促進する事業者、また、女性等による創業や円滑な事業承継など地域における前向きな取組を行う事業者、さらに、NPO等の新たな事業・雇用の担い手に対する融資を行います。

～ 繼続・拡充・創設する主な融資制度～

● 原材料・エネルギーコスト高対策

「セーフティネット貸付」の継続・拡充（運転資金）

利率が低下している場合や厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に、金利を最大0.6%（小規模事業者は最大0.8%）引き下げます。

⇒ 貸付限度額：中小企業事業・商工中金 7億2,000万円
国民生活事業 4,800万円

「省エネルギー促進融資」の創設（設備資金）

利率が低下している中で、省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する場合に、金利を0.65%引き下げるとともに、従来とは別枠の貸付限度額とします。

⇒ 貸付限度額（別枠）：中小企業事業 7億2,000万円
国民生活事業 7,200万円

● 創業支援・地方創生関連

「創業支援貸付利率特例制度」の創設

創業前や創業後1年以内の場合に、金利を0.2%（女性や若者、U/Iターンによる創業者は0.3%）引き下げます。

「事業承継・集約・活性化支援資金」の創設

事業の承継等に当たり、安定的な経営権の確保や付加価値向上などを行う場合に、金利を0.4%引き下げます。

⇒ 貸付限度額：中小企業事業 7億2,000万円
国民生活事業 7,200万円

※資本性劣後ローンを、従来とは別枠の貸付限度額（中小企業事業3億円、国民生活事業4,000万円）で利用することができます。

お問い合わせ先 中小企業庁金融課

03-3501-2876

取引価格の適正化に取り組みます

◆ 円安による原材料・エネルギーコスト増加分の取引価格の適正化

①平成26年12月16日の政労使会議で確認された「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」に基づき、政労使が一致協力して、仕入れ価格の上昇などを踏まえた取引価格の適正化に総合的に取り組みます。原材料・エネルギーコストの適正な価格への上乗せなど、取引の適正化について、様々な機会を活用して、要請しています。

②下請代金法に基づき、大企業約200社に対する立入検査を集中的に行います。また、消費税転嫁Gメンも、消費税の転嫁状況とともに、原材料・エネルギーコスト増加分が価格に適正に上乗せできているか、厳正に確認を行っています。さらに、全国の「下請かけこみ寺」や商工会・商工会議所等において、原材料・エネルギーコスト増に関する相談を受け付けています。

◆ 消費税転嫁対策

予算額 37億円

- ③消費税の円滑な転嫁に向け、中小企業団体などと連携して、相談窓口の設置や専門家派遣などを通じた、きめ細かなサポートを行います。
- ④消費税分の価格への上乗せを拒否するなどの違反行為を取り締まるため、全事業者への書面調査を実施するとともに、消費税転嫁Gメンが積極的に情報収集や検査などを行います。

お問い合わせ先	①②中小企業庁取引課	03-3501-1669
	③中小企業庁財務課	03-3501-5803
	④中小企業庁消費税転嫁対策室	03-3501-1502又は1503

予算額 1,380億円 ※財務省計上709億円含む

②信用保証協会が、地域金融機関と連携して経営支援を実施し、また、経営力強化保証*等による借換保証を推進することにより、経営支援と一体となった資金繰り支援を行います。また、災害対応を支える信用保証の迅速化・柔軟化を図ります。

※中小企業・小規模事業者が金融機関や税理士等の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を减免（概ね▲0.2%）し、経営の状態を改善する取組を強力にサポートする制度です。

● 借換保証

既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換える際、複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、日々の返済負担が軽減されるほか、新たな据置期間の設定も可能です。

● 信用保証協会による積極的な経営支援

経営の安定に支障が生じ、条件変更を繰り返す中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、信用保証協会において、地域金融機関等と連携した経営支援の取組を一層強化します。

● 自然災害への対応の強化

近年の自然災害（大雨等）増加を踏まえ、セーフティネット保証4号について、災害救助法が適用された時点で発動するなど、運用基準を弾力化し、自然災害に対し迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業・小規模事業者の一層の安全・安心を確保します。

◆ 中小企業・小規模事業者への事業再生支援

- ③中小企業再生支援協議会の支援体制を強化し、中小企業・小規模事業者に対する抜本的な再生計画の策定支援を加速していきます。

● 詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」をご覧ください。

<https://www.mirasapo.jp/>



ミラサポ

検索

労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト 「確かめよう 労働条件」をご利用下さい。

厚生労働省においては、閣議決定された「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」に基づき、若者の活躍促進の観点から、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応を強化しています。

その取組の一環として、平成26年11月23日に、労働条件や労務管理上の疑問点を確認できるための情報を広く発信することを目的にポータルサイト「確かめよう 労働条件」を開設しています。是非ご利用下さい。

- 詳しい情報は、厚生労働省のホームページかポータルサイト「確かめよう 労働条件」をご覧下さい。



<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

確かめよう 労働条件

検索

必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も。

最 低 賃 金 の 件 名		時 間 額	発 効 年 月 日
大 阪 府 最 低 賃 金		8 3 8 円	平成26年10月 5日
特 定 (産 業 別) 最 低 賃 金	塗 料 製 造 業	8 8 0 円	平成26年10月31日
	機 械・金 属 製 品 製 造 関 連 産 業	8 6 2 円	平成26年11月13日
	電 気 機 械 器 具 製 造 関 連 産 業	8 4 0 円	平成26年12月 6日
	鉄 鋼 業	8 7 6 円	平成26年11月 7日
	非 鉄 金 属 製 造 関 連 産 業	8 4 0 円	平成26年12月14日
	自 動 車・同 附 屬 品 製 造 業	8 6 0 円	平成26年11月30日
	自 動 車 小 売 業	8 5 0 円	平成26年12月11日

最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、大阪府内のすべての労働者を対象とする「大阪府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定（産業別）最低賃金」とがあり、それぞれ原則としてパート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めすべての労働者に適用されます。

これらの最低賃金は、賃金・物価の動向等に応じて改定してきており、現在の時間額は表のとおりとなっています。

詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

大阪労働局のホームページもご覧ください。（http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/saitei_chingin/saitei.html）

PRTR法と府条例に基づく化学物質の届出について

<以下の要件を満たす事業所は、環境への排出量や移動量等を把握し、毎年の届出が必要です>

1. 届出対象事業者 (①～③の要件をすべて満たす事業所)

- ① 業種 製造業等 24 業種が対象。
- ② 従業員数 事業者全体で常時使用する従業員数が 21 人以上
- ③ 取扱量 対象物質（トルエン、VOC 等）の年間取扱量が 1 トン（一部の物質は 0.5 トン）以上

3. 届出の受付期間

PRTR法 平成27年4月1日～6月30日

条例 平成27年4月1日～9月30日

4. お問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課

化学物質対策グループ TEL 06-6210-9578

※所在地により届出先が異なりますのでご注意ください。

<大規模災害時における化学物質によるリスク低減対策について>

地震等の大規模災害により、化学物質が流出した場合、健康被害や環境汚染の発生が考えられます。大阪府化学物質適正管理指針では、大規模災害時の環境リスクを低減に関する内容についても定めています。詳細についてはホームページをご参照ください。

ホームページアドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyozen/shidou/index.html>

泉大津税務署からのお知らせ《申告及び納付期限》 問い合わせ先 泉大津税務署 個人課税部門 ☎ 0725-33-5601 (自動音声でご案内します)

平成26年分の申告と納付期限

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税	平成27年3月16日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	平成27年3月31日(火)

振替納税をご利用の方の振替納付日

申告所得税及び復興特別所得税確定申告分	平成27年4月20日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)確定申告分	平成27年4月23日(木)

申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税には、便利で安全な振替納税を是非ご利用ください。ご利用には、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。

詳しくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

国税庁

検索

いすみ共済

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付 福祉団体定期保険
+和泉商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金(品)・記念品制度)

「いすみ共済」(生命共済制度)のご案内

和泉商工会議所では、会員事業所様相互の福利厚生事業として『いすみ共済』(生命共済制度)をご案内致しております。

ご加入頂きました皆様へは、生命保険での保障や見舞金・祝金の支給、還元事業の実施など、多くの会員事業所様にご愛顧頂いております。

幅広い保障! (1口月額1,000円から)

『いすみ共済』
新規加入
申込み受け付け中!!



- ◆ 業務上・業務外を問わず24時間保障!
- ◆ 毎年収支計算し剰余金があれば配当金も!(上記参照)
- ◆ 1年更新で医師の診査なし!
- ◆ 役員・従業員のために負担した掛金は、損金または必要経費に算入できます!
- ◆ 見舞金・祝金制度が充実!(1口につき5000円より)
- ★ 新規加入年齢は15歳~65歳、継続は70歳まで可能です。



月額掛金 5口まで加入頂けます。
ただし、66歳~70歳は除きます。

保険年齢	性別	1口
15歳~60歳 (S29.5.2生まれ~H12.5.1生まれ)	男性	1,000円
	女性	
61歳~65歳 (S24.5.2生まれ~S29.5.1生まれ)	男性	1,328円
	女性	
66歳~70歳 (S19.5.2生まれ~S24.5.1生まれ) (2口限度で更新のみ)	男性	1,632円
	女性	

保険期間

保険期間は1年間(平成26年11月1日~平成27年10月31日)で、毎年自動的に更新されます。

※掛金は加入または更新される年の11月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

※保険年齢とは加入または更新される年の11月1日における加入者の年齢のことをいいます。

お問合せは 中小企業相談所 TEL 0725-53-0320 [引受保険会社] アクサ生命保険株式会社

『記載の内容はいすみ共済制度の制度内容の一部を記載したものです。ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧下さい。』

保障内容

お支払事由	口数	1口
死	所定の不慮の事故により死亡されたとき 〈死亡保険金+災害保険金〉	250万円
亡	責任開始期(加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に診断確定された所定のガンにより死亡されたとき 〈死亡保険金+ガン死亡保険金〉	100万円
	上記以外の事由により死亡されたとき 〈死亡保険金〉	50万円
高度障害	所定の不慮の事故により 所定の高度障害状態のいすれかになられたとき 〈高度障害保険金+災害高度障害保険金〉	250万円
	加入日以後の障害または疾病により 所定の高度障害状態のいすれかになられたとき 〈高度障害保険金〉	50万円
入院	所定の不慮の事故により5日以上入院されたとき (同一事故による入院は通算60日限度) 〈入院給付金〉	1日につき 1,800円

和泉商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容	口数	1口
病気入院見舞金		5,000円
事故通院見舞金		5,000円
結婚祝金		5,000円
出産祝金		5,000円
検定合格祝金		一律 5,000円
還暦祝品		記念品進呈
満了記念品		記念品進呈
遺児育英見舞金		遺児1名につき 50,000円
家族災害死亡見舞金		一律 50,000円
親介護認定見舞金		一律 50,000円
第三者加害行為見舞金		死亡 50,000円 31日以上入院 10,000円 31日未満入院 5,000円
救援者費用見舞金		一律 50,000円

給付には各条件がございます。

労働保険の事務代行サービス

労働保険事務組合

安価な手数料で煩雑な労働保険事務を代行致します。

「労働保険事務組合」のご案内

労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて事業主が行うべき従業員の「雇用保険」や「労災保険」の加入手続き、保険料の申告・納付に関する手続き、雇用保険の被保険者に関する手続きなどを事業主に代わって行う厚生労働大臣認可の中小企業主等の団体です。事務委託をした事業所しか利用できない制度など、各種特典も用意されています。



- 「労働保険の事務手続き、年度更新がわからない」
- 「人手不足で専門の担当者がおけない」
- 「忙しくて手続きに出かける時間がない」
- 「事業主や家族従事者も労災保険に加入したい」

という方は是非一度ご検討ください。

事務委託の『メリット』

☞ 労災保険の『特別加入』

労災保険に加入できない事業主・家族従業者・役員も要件を満たせば労災保険に特別に加入することができます。

☞ 保険料の『分割納付』

通常一括支払いの労働保険料を3分割で納付することができます。口座引き落しもご利用いただけます。

☞ 事務作業の軽減

煩雑な労働保険の事務処理の手間が省け、事務手続きに費やしていた時間、労力を削減できます。

事務委託手数料 *会費と同額を別途申し受けます。

お問い合わせ



中小企業相談所
TEL: 0725-53-0320



新会員のご紹介コーナー

(順不同)

グレイスアップ

代表 辻 政樹

〒594-0042
和泉市箕形町2-11-6

外構業

TEL 0725-58-7213

代表 中島 博道

〒594-1153
和泉市青葉台3-17-14

中小企業診断士

TEL 090-8819-7244

トレスコミュニティー株式会社

代表取締役 田渕理恵 経営コンサルタント

〒595-0032
泉大津市穴田57-1

TEL 0725-41-2071

山口工業

代表 山口孝之

〒594-0074
和泉市小田町1-7-31

外壁工事

TEL 0725-43-6757

株式会社 麦の里

代表取締役 井上賢司

〒594-0071
和泉市府中町6-14-15

介護事業

TEL 0725-44-1730

鍛力屋ハシモト

代表 橋本美津夫

〒596-0816
岸和田市尾生町1168-5

建築板金業

TEL 072-441-2012

代表 豊原人志

〒594-0052
和泉市阪本町529-11

小売業

TEL 0725-45-0774

ご利用下さい！マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）とは、商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていくとする方に商工会議所の推薦により★無担保★無保証人★低利率で日本政策金融公庫から貸し出されるものです。

Dog Salon WAN

代表 久保紅美子

犬の美容室

〒594-1116
和泉市納花町55-4

TEL 0725-24-0663

株式会社 リュンヌ'エールDC

代表取締役 山下育子

業務請負業

〒594-0073
和泉市和氣町3-5-66

TEL 0725-38-0510

BROTHER cut gallery

代表 青山慎治

美容業

〒594-1151
和泉市唐国町2-6-10

TEL 0725-53-0008

T.K塗装

代表 米吉達也

塗装業

〒594-0023
和泉市伯太町1-11-19

TEL 0725-92-7718

田中補修

代表 田中晃治

住宅補修

〒594-0023
和泉市伯太町4-3-3

TEL 0725-43-2050

レイアップ

代表 岩崎克哉

運送業

〒594-1115
和泉市平井町188

TEL 0725-92-8875

合同会社 ダックス・トレイディング

代表社員 加茂隆

株取引

〒594-0031
和泉市伏屋町3-28-25

TEL 090-3115-7805

資金の使途	利 率	返済期間
運転資金	1.35%	7年以内（1年以内据置可）
設備資金	貸付時の金利で固定 H27年1月15日現在 (金利は変動します)	10年以内（2年以内据置可）

審査の結果により、融資をご利用頂けない場合があります。

-お問い合わせ先- 中小企業相談所 TEL53-0320

DMの発送にかかる手間・時間・経費の見直しに

当所会報「いすみ会議所だより」の発送封筒内に、事業所様のチラシを同封するサービスを実施しております。是非ビジネスチャンスの拡大にご利用下さい。概要は下記のとおりです。

- 内 容 会社PR・新製品営業案内
各種イベント・割引サービス等
- 発 送 日 每月10日～15日頃発送
- 発行部数 約2,000部 ○ サイズ A4かA4サイズ以下
- 料 金 会員 10,000円（消費税込み）
会員外 30,000円（消費税込み）

- 申込方法 チラシの見本を会議所へFAX又はご持参下さい。
- 申込期日 同封希望チラシを前月の25日までに2,000部をご用意して和泉商工会議所までご持参下さい。
- 支払方法 同封物持参時に現金又は指定口座への振込みでお願いします。
※チラシの内容が当サービス運営上、不適当と思われる場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承下さい。

ポイントシステム

- 11回ご利用いただきましたら、
12回目は無料にさせていただきます。

お問い合わせ 広報担当まで TEL:0725-53-0330

償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか?

申告書の提出期限は2月2日となっております。未だ申告をされていない事業者の方は、至急ご提出ください。

申告の対象：1月1日現在、和泉市内に償却資産を所有または他人の事業のために貸与している個人及び法人

償却資産：土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却費または減価償却額が所得

税法または法人税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格
が少額である資産、その他政令で定める資産以外のもの

償却資産の対象になるものは何ですか？

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。

償却資産の対象となるもの(例)

	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備 ・レジスター ・カラオケセット ・冷蔵庫 など
	<ul style="list-style-type: none"> ・商品陳列ケース ・冷蔵庫 ・自動販売機 ・冷蔵ストッカー など
	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容椅子 ・洗面設備 ・タオル蒸し器 ・サインポール など
	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッド ・手術台 ・X線装置 ・調剤機器 など

申告はどのようにすればよいですか？

提出方法については下記までお問い合わせください。

また、和泉市ホームページ

(<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>) からも申告の手引き、償却資産申告書をダウンロードできますので、ご利用ください。

提出先：和泉市役所 税務室 資産税担当

電話番号：0725-99-8107(直通)

電子申告(エルタックス)もご利用できます。

エルタックスのご利用・手続き等に関するご質問については下記まで

一般社団法人 地方税電子化協議会

受付日：月曜日から金曜日

(土・日・祝日、年末年始12月29日から1月3日は休業)

受付時間：午前9時から午後5時

電話番号：0570-081459(ハイシンコク)

ホームページ：<http://www.eltax.jp>

自転車利用者の皆さん

悪質・危険な行為の
指導取締りを強化します!

※ 信号無視、一時不停止など

大阪府警察・和泉警察署

お知らせ

自転車に新しいルールが!

※ 平成27年6月までに施行予定の概要です。

※ 公安委員会が講習の受講を命じる

一定の危険な違反行為をして
2回以上 摘発された
悪質自転車運転者

自転車運転者講習
を受講

※ 手数料が必要

※ 受講に従わない場合

5万円以下の罰金

～皆さん事故の当事者とならないために～
交通ルールを守りましょう！

広告募集中!!

●広告料金／会員 1ヶ月 10,000円(消費税込み) 会員外 1ヶ月 30,000円(消費税込み)

掲載内容

●寸法(約)／縦6.4cm、横11.2cm

●発行部数／約2,000部

●年間契約／12回掲載の時は、1回分サービス

新年会プラン

2015年2月28日(土)迄

仲間と一緒に美味しいコースを。
楽しい時間が流れます。

コース ¥4,000～

※和会席・和洋会席・鍋コース・洋ブッフェよりお選びいただけます。
※その他もご予算に応じてお作りさせていただいております。まずはご気軽にお電話くださいませ。※イメージ

海と空が
お迎えする
ホテルサンルート関空

忘新年会プランのご予約・お問合せ
直通 TEL 0725-20-1106

〒595-0055 大阪府泉大津市なぎさ町5-1

和泉商工会議所 無料相談コーナー

会員の皆様、事業の事で悩んでいませんか？

そんな時は会議所の専門指導員に相談ください。

●税務相談（相続税）の相談も承ります。

・偶数月第2水曜日 午後1時30分～同4時 予約制です。

相談員 税理士 露口六彦

●法律相談

・毎月第3水曜日 午前10時30分～同11時30分 予約制です。

相談員 弁護士 仁井谷徹